

～後期高齢者医療被保険者へお知らせ～

平成22・23年度の保険料率が決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しをおこない、次のとおりに決定しました

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料額(年額) = 均等割額47,000円 + 所得割額{(総所得金額 - 33万円) × 9.03%} ※年額50万円が上限です。

平成22年度保険料軽減は継続します。

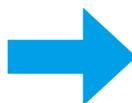
所得が低い人や、被用者保険※加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)



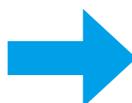
保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯



保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額(33万円)」+24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯



保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額(33万円)」+「35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯



保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減
被保険者の総所得金額が

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人



保険料の所得割額を5割軽減

◆被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料の軽減があります。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

対象となる人…資格を得た日の前日までに、被用者保険加入者に扶養されていた人

平成22年度後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書又は口座振替)によりお支払いいただいております。

平成22年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりとなりますのでご確認ください。

特別徴収の人

平成22年4月より保険料をお支払いいただきます。
※申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の人

平成22年7月より保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人を除く)で、平成21年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、次のとおり平成22年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成21年 4月 2日 ~ 平成21年10月 1日 の間	普通徴収はありません	平成22年 4月から
平成21年10月 2日 ~ 平成21年12月 1日 の間	普通徴収はありません	平成22年10月から
平成21年12月 2日 ~ 平成22年 2月 1日 の間	平成22年7月	平成22年10月から
平成22年 2月 2日 ~ 平成22年 3月 2日 の間	平成22年7・8・9月	平成22年10月から
平成22年 3月 3日 ~ 平成22年 3月31日 の間	平成22年7・8・9月	平成22年10月から

平成21年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった人へ

平成22年度は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

～ 特別徴収されている人へ～ 口座振替へ変更することができます。

後期高齢者医療保険料を特別徴収によりお支払いいただいている人、また新たに特別徴収によりお支払いいただく人は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

尚、既に申し出を行っている人は再度申し出の必要はありません。

所得の変更により保険料や一部負担金 変更となる場合があります。

過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合があります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係(内線514) / 総合支所 税務住民課 住民係(内線752)